

国立大学法人東京農工大学経営協議会規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学経営協議会規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 役員又は職員以外の者で、大学に関し広くかつ高い識見を有する者 <u>9人</u></p> <p>2～4 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 役員又は職員以外の者で、大学に関し広くかつ高い識見を有する者 <u>経営協議会の委員の総数の2分の1以上</u></p> <p>2～4 (略)</p>	

附 則 (経規程第 62 号)

この規程は、平成 26 年 3 月 17 日から施行する。